

議会運営委員会における委員会活動のまとめ

令和7年5月

当委員会は、令和6年5月13日に開催された令和6年大府市議会第3回臨時会において、現在の構成となった。その後、約1年間、主に議会運営委員意見交換会における協議・調整を通じて、前期の議会運営委員会からの申し送り事項であった大府市議会議員政治倫理条例第3条第6号の規定の見直しや、ICT化の推進など、議会の運営に係る各種の調査研究を進めてきた。

このたび、当委員会委員の任期満了を迎えるに当たり、その活動の主な内容を以下のとおり取りまとめたので、報告する。

1 委員会の調査研究結果の概要

(1) 大府市議会議員の政治倫理について

大府市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）では、第3条第6号において、「議員が役員をし、若しくは実質的に経営に加わっている企業等又は議員若しくはその配偶者若しくは同居の1親等以内の者が経営する企業等について、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う請負その他の契約を辞退するよう努めること。」を定めている。

この規定は、改正前の地方自治法（以下「法」という。）第92条の2「議員の兼業禁止」の趣旨を踏まえ、本市独自の上乗せ規定として、より厳格な規制として設けられたものである。

しかし、全国的に議員のなり手不足への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえて、令和5年3月1日に法第92条の2の改正が施行されることになった。

このため、改正後の法第92条の2と条例第3条第6号の関係性が問われることとなり、前期の議会運営委員会に引き続き、条例の見直しについて議論を行う必要があった。

条例第3条第6号の規定をこのまま維持し続けることは適当でなく、条例改正の必要性については委員間で一致していたが、その改正の内容については、単に第6号を削除すればよいという意見や、単に第6号を削除するだけでなく、新たな別の規定を設ける必要があるという意見など、議論が分かれるところであった。

また、「議員には、公職者として、より高い倫理観を持つことが求められる」、「親族であるか否かにかかわらず、特定の者のために働き掛けをしてはならないことは当然である」といった意見など、様々な議論が交わされたが、最終的には、別紙のとおり、条例の一部改正議案を委員会として取りまとめることができた。

【参考】地方自治法（抄）

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に
対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物
件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものを
いう。【中略】）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価
の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を
図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主と
して同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役
若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

(2) ICT化の推進について

①議員用タブレット端末について

大府市では、令和元年12月から議員1人につき1台のタブレット端末の貸与を
開始しているが、リース期間の満了とWindows11への対応のため、令和6年度中に、
職員用の端末約700台とともに一斉更新を行った。

今回の更新では、Windows11への対応以外には特に大きな仕様の変更はなく、引
き続き、職員用のネットワーク（LWAN系）を間借りし、市役所の情報システム部
門（デジタル戦略室）が端末を集中管理する体制に変わりはない。

今期の議会運営委員会では、公用の貸与端末の持ち出しのルールについて確認
を行い、改めて、許可なく公用の貸与端末を市役所本庁舎以外に持ち出さない運
用を継続していくことを確認した。ただし、公務のために持ち出す場合は、議長
の判断に委ねることを明文化していくこととした。

また、私物の端末の持込みについては、本会議、委員会のほか、会議規則に基
づく協議等の場に、議長又は委員長の許可なく持ち込まないことを改めて確認し、
傍聴の場合も同様であることを明文化した先例集の改正を行った。

②オンライン会議について

大府市議会では、令和5年3月に大府市議会会議規則の一部改正等を行い、会
派代表者会議、各委員意見交換会等の会議規則に基づく「協議等の場」について、
重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集
することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場
を開くことができるよう取り決めている。

令和6年度は、いざというときに迅速にオンライン会議を開催することができ
るよう、オンライン会議サービス「Zoom」を使用した接続試験等を議会全体で実
施した。

まず、令和6年9月に実施した「オンライン会議ソフト接続試験」では、各議

員が私物のパソコン等を使用して、自宅等から「Zoom」に接続し、オンライン会議に参加する手順やソフトの操作方法の確認を行った。

その後、実際の危機対応を想定して、各議員のスマートフォンを使用した訓練も実施すべきとの声があったことから、令和6年12月に「安否報告及びオンライン会議参加訓練（テスト）」を実施し、議員用グループウェア「デスクネッツネオ」の簡易メッセージ機能を利用した安否報告のほか、各議員のスマートフォンで「オンライン全員協議会」に参加する訓練を実施した。

市議会の業務継続・危機対応の観点からも、オンライン会議の開催を想定した訓練については、今後も様々な方法や想定の下で取り組んでいく必要がある。

なお、オンライン会議については、育児、介護等、様々な事情を抱える議員への対応に活用できるのではないかという意見も引き続き出されているので、念頭に置いておく必要がある。

③議場等における字幕表示サービスの導入について

大府市では、平成25年6月に音声認識会議録作成支援システム「AmiVoice®」を導入し、以来、市議会の本会議録等の作成に活用してきたが、令和6年6月の契約更新の際に、聴覚障がいのある方等に向けた「字幕ポップアップ機能」が搭載された後継システムに移行した。

今期の議会運営委員会では、この機能を利用した議場等における字幕表示サービスの提供の可否について、実際の会議中に試験を行うなどして、検討を進めてきた。

後継システムについても、既に大府市議会で11年間使用した音声認識エンジンを使用しているため、かなり高い認識精度を持っていることが確認できており、実際に、試験中に傍聴されていた聴覚障がいのない方からも、議論の内容がわかりやすいと好評の声が寄せられている。

しかし、大府市の議場は吹き抜け構造になっており、また、傍聴席のスペースも限られているため、傍聴者の見やすい場所に常設のディスプレイを設置することが難しい。また、傍聴席の中に移動式の大型ディスプレイを設置する方法は、一時的に車椅子席に設置せざるを得ず、車椅子席が利用できなくなるといった課題がある。ディスプレイの向こう側が透けて見える透明のディスプレイも製品化されてきているが、通常のディスプレイに比べ、コスト面で課題がある。

現状では、傍聴席に常時、字幕表示用のディスプレイを設置できる適当な方法が見いだせていないが、まずは最低限、聴覚障がいのある方に対して字幕表示サービスを提供できる体制を早急に整備していく必要がある。

令和6年度中の試験により、議場の広さから、現在、市で保有している無線通信機器での対応に限界があることが判明したため、新たな無線通信機器の導入を予算要求し、令和7年度中のサービス提供開始を目指していくこととした。

(3)常任委員会の視察報告の見直しについて

各常任委員会における視察実施後の報告について、先例集では、全員協議会においては委員会よりも簡潔に報告を行うこととされているものの、現実には、割愛する部分を選定することは難しく、委員会における報告と重複する部分が多くなっていた。

令和6年度は、前期の議会運営委員会における協議・調整の結果に基づき、令和6年第4回（12月）定例会終了後の全員協議会において、執行部の関係職員の出席を求め、その場で詳細な報告を行い、かつ、視察に参加していない議員や執行部の関係職員の質疑応答を同時に行い、率直な意見交換を行う方法を「試行」し、委員会での報告は、簡潔なものとした。

試行後の委員意見交換会では、「今回試行した方法で本格実施していくべきである」、「令和7年度は、委員会における報告を中心とした方法を試行するべき」といった意見が出されたが、協議の結果、令和7年度は、委員会における報告を中心とした方法を「試行」することとし、その後、令和8年度以降の実施方法について、最終的な結論を出していくということで意見の一致をみた。

なお、令和7年度の委員会における報告では、委員以外の議員の質疑の機会を確保するため、委員会での詳細な報告の後に委員協議会を開催し、委員以外の議員や執行部の関係職員の質疑応答を同時に行い、率直な意見交換を行っていくこととする。

(4)決算審査・当初予算審査の方法について

各常任委員会における決算審査については平成18年9月から、当初予算審査については平成27年3月から、それぞれ審査要領を定め、質疑の事前通告制をとっているが、質問事項事前通告書等の提出方法については、議会事務局に紙で提出することになっていた。

そのような中、ペーパーレスによる事務の効率化を目的として、令和6年第3回（9月）定例会において、決算審査質問事項事前通告書等の提出方法を原則電子化（オンライン化）し、議員用グループウェア「デスクネッツネオ」を利用して提出する方法を試行した。

試行の結果、議員も、議会事務局も、特に支障を感じることなく、スムーズに通告書の提出・受付を行うことができ、事務の効率化に寄与することが確認できた。また、事情により受付期間の間に登庁することができなかった議員が、オンラインで通告書を提出し、質問の機会を確保することができたことで、電子化（オンライン化）のメリットを実感することができた。

そこで、審査要領の改正を行い、決算審査、当初予算審査とも、質問事項事前通告書等の提出方法を原則電子化（オンライン化）していくこととした。

2 委員会の経過

(1) 令和6年5月13日（月） 議会運営委員会

- ・ 正副委員長の互選
- ・ 閉会中の調査研究付託案件についての協議（決定）

(2) 令和6年5月24日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・ 今後の委員会活動についての協議

(3) 令和6年6月10日（月） 議会運営委員意見交換会

- ・ 今後の委員会活動についての協議

(4) 令和6年6月26日（水） 議会運営委員意見交換会

- ・ 5月臨時会及び6月定例会の議会運営に対する意見交換
- ・ 大府市議会業務継続計画についての協議
- ・ 今後の委員会活動についての協議

(5) 令和6年7月24日（水） 議会運営委員意見交換会

- ・ 6月定例会の議会運営に対する意見交換
- ・ ICT化の推進についての協議
- ・ 大府市議会議員の政治倫理についての協議

(6) 令和6年8月22日（木） 議会運営委員意見交換会

- ・ 議場等における配布資料の取扱いについての協議
- ・ ICT化の推進についての協議
- ・ 大府市議会議員の政治倫理についての協議

(7) 令和6年9月6日（金） オンライン会議ソフト接続試験

- ・ オンライン会議ソフト「Zoom」の接続試験の実施



オンライン会議ソフト接続試験

(8) 令和6年9月17日（火） 議会運営委員会

- ・ 委員派遣（先進地視察）についての協議（決定）

(9) 令和6年10月2日（水） 議会運営委員意見交換会

- ・ 委員派遣（先進地視察）についての協議
- ・ 9月定例会の議会運営（各常任委員会における決算審査を含む。）に対する意見交換
- ・ I C T 化の推進についての協議

(10) 令和6年10月30日（水）・31日（木） 委員派遣（先進地視察）

- ・ 福井県小浜市議会
小浜市議会議員政治倫理条例の改正等の取組について
- ・ 福井県議会
福井県議会におけるオンライン会議の取組等について



福井県小浜市議会の視察



福井県議会の視察

(11) 令和6年11月13日（水） 議会運営委員意見交換会

- ・ 視察終了後の意見交換
- ・ 大府市議会議員の政治倫理についての協議
- ・ I C T 化の推進についての協議
- ・ 当初予算審査及び決算審査の方法についての協議
- ・ 大府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正（案）についての協議
- ・ 大府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正（案）についての協議

(12) 令和6年11月22日（金） 議会運営委員会

- ・ 大府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正案の提出についての協議（決定）
- ・ 大府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についての協議

(決定)

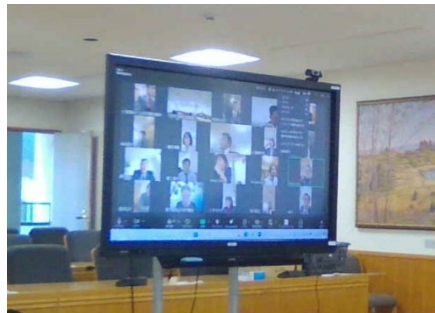
- ・ 大府市議会当初予算審査要領の一部改正についての協議（決定）

(13) 令和6年11月22日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・ 大府市議会議員の政治倫理についての協議
- ・ I C T 化の推進についての協議

(14) 令和6年12月9日（月） 安否報告及びオンライン会議参加訓練（テスト）

- ・ 安否報告及びオンライン会議参加訓練（テスト）の実施



安否報告及びオンライン会議参加訓練（テスト）

(15) 令和6年12月9日（月） 議会運営委員意見交換会

- ・ 危機対応及び業務継続についての協議
- ・ I C T 化の推進についての協議

(16) 令和6年12月23日（月） 議会運営委員意見交換会

- ・ 12月定例会の議会運営に対する意見交換
- ・ I C T 化の推進についての協議
- ・ 大府市議会議員の政治倫理についての協議
- ・ 請願の審査結果区分についての協議

(17) 令和7年1月27日（月） 議会運営委員意見交換会

- ・ 12月定例会及び12月臨時会の議会運営に対する意見交換
- ・ 大府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正（案）についての協議
- ・ 大府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正（案）についての協議
- ・ I C T 化の推進についての協議
- ・ 大府市議会議員の政治倫理についての協議
- ・ 請願の審査結果区分についての協議

(18) 令和7年2月18日（火） 議会運営委員会

- ・ 大府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正案の提出についての協議（決定）
- ・ 大府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についての協議（決定）

(19) 令和7年2月18日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・ I C T 化の推進についての協議
- ・ 大府市議会議員の政治倫理についての協議
- ・ 請願の審査結果区分についての協議
- ・ 委員会の視察報告の見直しについての協議

(20) 令和7年2月28日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・ I C T 化の推進についての協議
- ・ 大府市議会議員の政治倫理についての協議
- ・ 委員会の視察報告の見直しについての協議

(21) 令和7年3月10日（月） 議会運営委員意見交換会

- ・ 委員会の視察報告の見直しについての協議
- ・ I C T 化の推進についての協議
- ・ 大府市議会議員の政治倫理についての協議

(22) 令和7年3月25日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・ 3月定例会の議会運営（各常任委員会における当初予算審査を含む。）に対する意見交換
- ・ I C T 化の推進についての協議
- ・ 大府市議会議員の政治倫理についての協議
- ・ 議会運営委員会における委員会活動のまとめ（案）についての協議

(23) 令和7年3月25日（火） 議会運営委員会

- ・ 大府市議会政務活動費に関する申合せ事項の一部改正についての協議（決定）

(24) 令和7年3月28日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・ 3月定例会の議会運営（各常任委員会における当初予算審査を含む。）に対する意見交換
- ・ 大府市議会議員の政治倫理についての協議
- ・ 議会運営委員会における委員会活動のまとめ（案）についての協議

(25) 令和7年4月7日（月） 議会運営委員意見交換会

- ・ 大府市議会議員の政治倫理についての協議
- ・ I C T 化の推進についての協議
- ・ 議会運営委員会における委員会活動のまとめ（案）についての協議
- ・ 請願の審査結果区分についての協議

(26) 令和7年4月7日（月） 議会運営委員会

- ・ 大府市議会議員政治倫理条例の一部改正案の提出についての協議（決定）
- ・ 「議員に貸与するタブレット端末等の使用について」の一部改正についての協議（決定）
- ・ 大府市議会先例集の一部改正についての協議（決定）

(27) 令和7年5月7日（水） 議会運営委員会

- ・ 議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議（決定）

3 おわりに

令和6年度は、日本各地で大規模な自然災害が発生し、市民の防災に対する関心はより高まった。また、物価高騰などの影響により生活への不安が広がる中、政治に対する市民の視線は一層厳しさを増す1年であった。そうした社会情勢を踏まえ、大府市議会では、議会の機能や信頼性を高める取組を進めてきた。

大府市議会議員政治倫理条例の一部改正については、前期の議会運営委員会により抽出された課題に基づき協議を進めた。政治倫理については、活発に意見交換が行われ、改正案の取りまとめにつながった。

今期の議会運営委員会では議論に至らなかったが、条例第3条第6号以外に、「大府市議会議員政治倫理条例申し合わせ事項」等の改正も必要となってくるため、次期以降に委ねたい。

I C T 化の推進については、公用の貸与端末の更新を契機に、貸与端末の持ち出し、私物の端末の持込みの議論を改めて行い、現行のルールを先例集等に明文化することができた。

各議員の I C T の活用状況にはばらつきがあり、今後、オンライン会議や生成 A I の活用など、技術の進化にあわせてスキルアップも図っていかねばならない。

議会改革・運営については、他の先進事例も研究しつつ、市民の多様な声に耳を傾け、開かれた分かりやすい、未来志向の議会とするための議論を深めていくべきと考える。

最後に、当委員会の調査研究活動に御協力いただいた全ての方々に、この場をお借りして厚くお礼を申し上げ、委員会活動の結びとする。

議会運営委員会委員名簿

(令和6年5月13日～令和7年5月13日)

役職名	氏 名	所属会派
委 員 長	酒井 真二	親和クラブ
副委員長	小山 昌子	市民クラブ
委 員	野北 孝治	市民クラブ
委 員	飯尾 祐介	無所属クラブ
委 員	藤本 宗久	親和クラブ
委 員	国本 礼子	公 明 党
委 員	早川 高光	親和クラブ

(備考)

正副委員長のほかは、議席番号順

委員会提出議案第2号

大府市議会議員政治倫理条例の一部改正について

大府市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年5月13日提出

大府市議会議会運営委員長 酒 井 真 二

大府市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

大府市議会議員政治倫理条例（平成24年大府市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議員の責務） 第2条 議員は、市民の代表者として市政に携わり、公共の利益を追求するという自覚の下、より高い倫理観を持って、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、その地位による影響力を不正に行使させるような働き掛けがあったときは、これに応じてはならない。 3 略 （政治倫理基準の遵守） 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。	（議員の責務） 第2条 議員は、市民の代表者として市政に携わり、公共の利益を追求するという自覚を持って、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけがあったときは、これに応じてはならない。 3 略 （政治倫理基準の遵守） 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

改正後	改正前
(1)・(2) 略 (3) 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人若しくは市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の者のために有利又は不利な取扱いをするような<u>働き掛け</u>をしないこと。 (4) 略 (5) 市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職務権限を不正に行使するような<u>働き掛け</u>をしないこと。 (6) <u>法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議会運営の公正及び市の事務執行の適正を図ること。</u> （対象議員に対する措置） 第12条 <u>議会</u>は、第10条に規定する意見を添えた報告があったときは、当該報告の趣旨を尊重し、対象議員に対して、議会の品位及び名誉を守り、市民の信頼を回復するため、速やかに、議会の議決を経て、必要な措置を講じなければならない。 2・3 略	(1)・(2) 略 (3) 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人若しくは市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の者のために有利又は不利な取扱いをするような<u>働きかけ</u>をしないこと。 (4) 略 (5) 市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職務権限を不正に行使するような<u>働きかけ</u>をしないこと。 (6) <u>議員が役員をし、若しくは実質的に経営に加わっている企業等又は議員若しくはその配偶者若しくは同居の1親等以内の者が経営する企業等について、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う請負その他の契約を辞退するよう努めること。</u> （対象議員に対する措置） 第12条 <u>議長</u>は、第10条に規定する意見を添えた報告があったときは、当該報告の趣旨を尊重し、対象議員に対して、議会の品位及び名誉を守り、市民の信頼を回復するため、速やかに、議会の議決を経て、必要な措置を講じなければならない。 2・3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。